



# こんな封書、届いていませんか!?

## 架空請求

## 裁判所などをかたる請求にご注意



- 1 「訴訟」「裁判」など見慣れない言葉にあわてない
- 2 「解決します!」に惑わされず電話をしない
- 3 身に覚えのない請求には応じない

今月の  
標語



埼玉県マスコット  
「さいたまっち」

訴訟を  
かたる請求  
気をつけろ!

困ったときは、お住まいの自治体の  
**消費生活相談窓口**  
にご相談ください

消費者ホットライン

最寄りの相談窓口  
につながります!

い や や!  
**TEL 188**

契約、悪質商法、製品・食品やサービスによる事故等  
のご相談は(市外局番なし  
188番)にお電話ください。